

令和元年第2回臨時会

# 駿東伊豆消防組合議会 会議録

令和元年12月20日

駿東伊豆消防組合議会

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[12月20日（金）]

1 開会及び開議の宣告	3
2 議席の指定	3
3 会議録署名議員の指名	4
4 諸般の報告	4
5 副議長の選挙	5
6 会期の決定	7
7 議第10号から議第12号までの 3件一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
8 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	13
9 管理者挨拶	14
10 閉会の宣告	15

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	12月20日	金	午後2時	本会議	開会 議席の指定 会議録署名議員の指名 諸般の報告 副議長の選挙 会期の決定 議第10号～議第12号の説明 質疑 討論 採決 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 議第 10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
- 2 議第 11号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 3 議第 12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 副議長の選挙
- 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査



令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録

令和元年12月20日（金）午後2時 開会

於 議 場

---

○出席議員（17名）

1番	重岡秀子	2番	森下茂
3番	杉村清	4番	秋山治美
5番	西塚孝男	6番	星谷和馬
7番	片岡章一	8番	加藤明子
9番	大川勝弘	10番	宮崎雅薫
11番	二藤武司	12番	馬籠正明
14番	山田直志	15番	小長谷順二
16番	梶泰久	17番	渡邊博夫
18番	渡部一二実		

---

○欠席議員

13番 岩崎高雄

---

○欠 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	山本竜也
消防部長	大村創一郎	警防部長	小森泉
総務課長	安立和弘	予防課長	植田豊一

警防救急 課長	今井 將一朗	通信指令 課長	岡本 一
第一方面 本部長兼 沼津北 消防署長	植田 敏嗣	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	渡辺 肇
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	山田 聖二	清水町 消防署長	藤原 誠
東伊豆 消防署長	飯田 万也	田方北 消防署長	三枝 正治
田方南 消防署長	堀江 育夫	会計室長	玉川 稔

---

○議会事務担当職員

書記長	秋山 栄章	書記	鈴木 秀康
書記	廣瀬 光晴	書記	岩崎 孝充
書記	臼井 央哲		

---

○議事日程

令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会議事日程

令和元年12月20日（金曜日） 午後2時 開会

- 第1 議席の指定
  - 第2 会議録署名議員の指名
  - 第3 諸般の報告
  - 第4 副議長の選挙
  - 第5 会期の決定
  - 第6 議第10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 第7 議第11号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
  - 第8 議第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査
- 

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（加藤明子）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議席の指定

○議長（加藤明子）

日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび、新たに伊東市から選出されました3人の議員の議席を会議規則第4条



第1項及び第2項の規定により、議長から指定いたします。

重岡秀子議員の議席は1番に、大川勝弘議員の議席は9番に、宮崎雅薫議員の議席は10番にそれぞれ指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤明子）

次に、日程第2 会議録署名議員を議長から指名いたします。

3番 杉村清議員、14番 山田直志議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（加藤明子）

次に、日程第3 諸般の報告をいたします。

最初に、浅田良弘議員、稲葉富士憲議員、山口嘉昭議員が議員任期満了により、失職しておりますので、御報告いたします。

次に、伊東市から選出されておりました本組合議員に変更がありましたので、御紹介いたします。最初に、重岡秀子議員より御挨拶をお願いいたします。

○1番議員（重岡秀子）

皆さんこんにちは。伊東市議会議員の重岡秀子でございます。4期目です。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤明子）

次に、大川勝弘議員より御挨拶をお願いいたします。

○9番議員（大川勝弘）

伊東市選出の大川勝弘と申します。2期目になります。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（加藤明子）

次に、宮崎雅薫議員より御挨拶をお願いいたします。

○10番議員（宮崎雅薫）

伊東市議会の宮崎雅薫でございます。5期目でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤明子）

次に、先の御報告のとおり、議会運営委員でありました浅田良弘議員の議員任期満了による失職により、議会運営委員が1人欠員となりましたが、議会運営委員会

条例第2条第2項の規定により、議長より大川勝弘議員を議会運営委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る、令和元年7月から令和元年10月までの定例検査結果報告が、監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、駿東伊豆消防本部火災予防かわら版を、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、あわせて御了承願います。

次に、岩崎高雄議員から、公務のため本日の会議を欠席いたしたい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

---

#### ◎副議長の選挙

#### ○議長（加藤明子）

次に、日程第4 副議長選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法はいかがいたしますか。

#### ○17番議員（渡邊博夫）

指名推薦でお願いします。

#### ○議長（加藤明子）

ただいま17番議員から、指名推薦により選挙されたいとの御発言がありましたので、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は指名推薦によって行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に宮崎雅薫議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました宮崎雅薫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました宮崎雅薫議員が副議長に当選されました。

10番 宮崎雅薫議員に申し上げます。

ただいま、あなたが副議長に当選されましたので、会議規則第32条第2項の規定による、告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました宮崎雅薫議員に就任の御挨拶をお願いいたします。

#### ○10番議員（宮崎雅薫）

発言のお許しをいただきましたので、御挨拶をさせていただきます。

ただいま、皆様の御推薦により栄えある駿東伊豆消防組合議会副議長に就任させていただきました。心より感謝申し上げます。

副議長は議長に事故があるとき、又は欠けたときに議長の職務を行うものではありますが、就任した以後は議長を補佐し、円滑なる議会運営に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

#### ○議長（加藤明子）

ここで組合管理者から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

#### ○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、宮崎雅薫議員におかれましては駿東伊豆消防組合議会副議長に当選されたということで、誠におめでとうございます。

宮崎副議長からのお話しの中で、5期目を迎えられているということで、議会関係のことに关しまして、経験、知識、そのようなものが大変豊富であると考えてい

るところでございます。

また、卓越した指導力も持ち合わせていらっしゃると思っているところでございます。今後、地域住民の安全、安心の確保ということは、行政に課せられた責務であり、また、当組合においても大変重要な課題と認識しているところでございます。

そのような意味において、どうかその知識、経験等を組合の方に傾注していただき、本組合の発展に御尽力賜ればと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

大変簡単ではございますが、当組合並びに管内の住民を代表して、御就任を心からお祝い申し上げます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

---

◎会期の決定

○議長（加藤明子）

次に、日程第5 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

令和元年第2回臨時会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、加藤明子議長に御出席いただき、委員全員の出席のもと開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

本臨時会に提出されます議案は、管理者提出議案が3件でございます。内容といたしましては、議第10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、議第11号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから、会期につきましては本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（加藤明子）

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は1日と決定いたしました。

---

◎議第10号から議第12号までの3件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤明子）

次に、日程第6 議第10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正から日程第8 議第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまで、以上3件を一括議題といたします。

この3件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議第10号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第11号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第12号の案件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、消防部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○消防部長（大村創一郎）

それでは、私から議第10号から議第12号までにつきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の1ページ及び別冊、議案資料の1ページからを併せてお開きください。

議第10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、令和元年度人事院勧告に基づく、国家公務員の給与改定等に準じ、駿東伊豆消防組合職員の給料及び手当等について、所要の改正を行うものでございます。

また、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、適切な運用を確保するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、本組合において駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定し、新たな勤務形態である会計年度任用職員の給与について規定することに伴い改正を行うものがあります。

内容につきましては、第1条において本条例中「6箇月」、「1箇月」、「5箇月」及び「3箇月」を平仮名の「6か月」、「1か月」、「5か月」及び「3か月」に改めます。

次に、第29条第2項第1号中 100分の92.5を 100分の97.5に改めます。

次に、同条例の別表第1「消防職給料表」及び議案書の6ページでございます、別表第2「行政職給料表」において、初任給を国の基準に基づき引き上げるとともに、これを踏まえ若年層の職員の給料について、それぞれ平均0.35パーセント引き上げる改正を行います。

続いて、議案書の10ページ及び別冊、議案資料の9ページを、併せてお開きください。

第2条において、本条例第14条の住居手当の見直しを行うため、第14条第1項中、1万2,000円を1万6,000円に改め、同条第2項中、各号に掲げる額を各号に定める額に改め、同号ア中、2万3,000円を2万7,000円に、1万2,000円を1万6,000円に改め、同号イ中、2万3,000円を2万6,000円に、1万6,000円を1万7,000円に改めます。

次に、第1条において改正しました、第29条の勤勉手当を6月と12月で均等に配分するため、第29条第2項第1号中 100分の97.5を 100分の95に改めます。

次に、議案資料の10ページをお開きください。

本条例第33条見出しを会計年度任用職員の給与に、第33条を地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与に関する事項は、別に条例で定めるに改めます。

なお、附則といたしまして第1項により、この条例は公布の日から施行いたしますが、第2条及び附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行することといたします。

第2項により、第1条の規定による改正後の駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例、以下、改正後の条例といいます。第3条第1項の規定は、平成31年4月1日から適用し、改正後の条例第29条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用す

ることといたします。

第3項は、この条例による改正前の駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成31年4月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすことといたします。

第4項により、住居手当に関する経過措置を規定いたします。

第5項において、前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。

以上、議第10号の補足説明を申し上げます。

続きまして、議案書の13ページからをお開きください。

議第11号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。

本案は、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、適切な運用を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本組合の臨時的任用職員及び非常勤職員制度を見直し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定めるものであります。

内容につきましては、第1条においてこの目的を定め、第2条において会計年度任用職員の給与の種類について、第3条から第7条において、フルタイム会計年度任用職員の給料の額、給料の支給方法、手当の支給、給与の減額、休職者の給与について定め、第8条から第14条において、パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当に相当する報酬、期末手当、報酬の減額、休職者の給与、費用弁償、報酬等の支給方法について定め、第15条において会計年度任用職員の給与の特例について定め、第16条ではその他必要な事項は規則で定めることとし、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議第11号の補足説明を申し上げます。

続きまして、議案書の17ページ及び別冊、議案資料の11ページを、お開きください。

議第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、でございます。

本案は、臨時的任用職員及び非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、適切な運用を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、本組合の臨時的任用職員、非常勤職員に関する関係条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、第1条において駿東伊豆消防組合人事行政の運営等の状況

の公表に関する条例の第3条中カッコ内の「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。」に改めます。

第2条において、駿東伊豆消防組合職員の分限に関する条例の第5条第4項の次に、第5項として「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項、第3項及び前項の規定の適用については、第1項中「3年」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期（以下「任期」という。）」と、第3項中「係属する間」とあるのは「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」と、前項中「3年」とあるのは「任期」とする。」を新設します。

第3条において、駿東伊豆消防組合条件付採用期間中の職員及び臨時的に任用された職員に対する分限に関する条例の第2条中、非常勤職員の次に、（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）を加え、第3条第1項中、経過したときの次に、（会計年度任用職員にあっては、実際に勤務した日数が10日に達したとき）を加え、第7条第1項を「職員が条件付採用の期間の6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りではない。」に改め、第2項として「会計年度任用職員に対する第2条及び前項の規定の適用については、第2条及び前項中「6月間」とあるのは「1月間」と、同項中「90日」とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。」を新設します。

第4条において、駿東伊豆消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の第3条中、給料の月額の次に、（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年駿東伊豆消防組合条例第 号）第8条第2項に規定する報酬の基本額）を加えます。

なお、カッコ内の条例番号にありましては、本臨時会の時点で議決前のため空欄としています。

第5条において、駿東伊豆消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の第8条第3項中、1箇月を平仮名の1か月に改め、第13条第1項第1号中、「及び任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員及び臨時的に任用された職員」に



改め、第18条中、見出しを含み臨時又は非常勤を、非常勤に改め、定める基準に従い、任命権者が、を削ります。

第6条において、駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の本則中の「6箇月」及び「2箇月」を平仮名の「6か月」及び「2か月」に改め、第7条第2項中、育児休業をしている職員の次に、（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）を加え、第8条中、育児休業をした職員の次に、（地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）を加え、第19条の表において、第33条第1項の項を削り、第20条第2号イ中、管理者が定めるを規則で定めるに改めます。

第7条において、駿東伊豆消防組合非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の第1条中、第4項を第5項に改め、第3条第1項中、（応急手当指導員を除く。）を削り、別表第1において、応急手当指導員の項を削ります。

第8条において、駿東伊豆消防組合職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の第2条第2項第3号中、第22条第1項を第22条に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものがあります。

以上、管理者提出議案であります、議第10号から議第12号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（加藤明子）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

議第10号、11号、12号、以上3件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

次に、議第10号、11号、12号、以上3件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第10号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決

いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第10号は可決されました。

次に、議第11号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第11号 駿東伊豆消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第11号は可決されました。

次に、議第12号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第12号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第12号は可決されました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（加藤明子）

次に、日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査と

して議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（加藤明子）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

本日は、令和元年度第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開催いたしました。閉会ということですので、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

組合議会議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集賜り、また、当局の方から提案させていただきました議案に関しまして、慎重審議を賜り、全て御議決賜りましたことを、心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

また、先ほど新しい議員の皆様方をお迎えして新たな体制をもってスタートしたということですのでございます。今後とも、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、組合議会の皆様には御案内のとおり、本組合職員の度重なる不祥事が発生したと、このような状況でございます。このことは極めて残念なことでありますし、かつ、管内の住民の皆様方、そして組合議会議員の皆様方に対し、多大なる御心配、御迷惑をおかけしましたことを、この場をお借りし、心から深く陳謝申し上げます。

この上は、綱紀肅正、法令順守、さらにはコンプライアンス意識をしっかりと持った、そのような取組を行うことによりまして、管内住民の皆様方並びに組合議会議員の皆様方の信頼を1日でも早く回復することができるよう、しっかりと管理者として努めてまいりたいと思うところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

また、皆様方にも御案内のとおり、昨今においては、特に今年は台風19号において、この管内地域においては函南町、伊豆の国市、こちらの方で重大な被害が発生した、このような状況でございます。

また、当地域においては皆様にも御案内のとおり、南海トラフ巨大地震が発災し

た場合には、甚大なる被害が想定されているということもございます。このような中、多くの観光客の方々がこの地域にお越しにいただいているわけでございますし、かつ、来年はいよいよ東京2020オリンピック・パラリンピック、このようなことが開催されるということで、競技種目も伊豆市で開催される、このようなこととなりますと、地域住民のことだけではなく、観光客等を始め、多くの交流人口、このような方々に対しても安全、安心な地域づくりということは欠くことのできない重大な責務になってくると考えております。そのような意味から、当組合においてもその辺りのことをしっかりと認識をしつつ、今後においても地域住民の負託を受けるような、そして議会の皆様方の様々な御指導、御鞭撻を賜りながら、この辺りのことに徹してまいりたいと考えているところでございます。

これからは年末年始ということで、議員の皆様におかれましては大変お忙しい時期もあろうかと思いますが、どうかお体に御留意賜り、今後も当組合に対して御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。大変簡単ではございますが組合管理者からの御挨拶に代えさせていただきます。

今後ともよろしくお願いたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（加藤明子）

これをもって、令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会臨時会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午後2時35分 閉会

---

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年12月20日

議 長 加 藤 明 子

議 員 杉 村 清

議 員 山 田 直 志